

そもそも
あらそく
相続が争族に
ならないように

最低限知っておきたい 遺言と相続のお話

「我が家は家族みんな仲が良いから大丈夫」皆さんそう思っていませんか。相続の専門家にお話を聞くと多くのトラブル事例があります。今回はその中でも特に相談が多い例をお聞きしました。

図1 離婚の时限爆弾

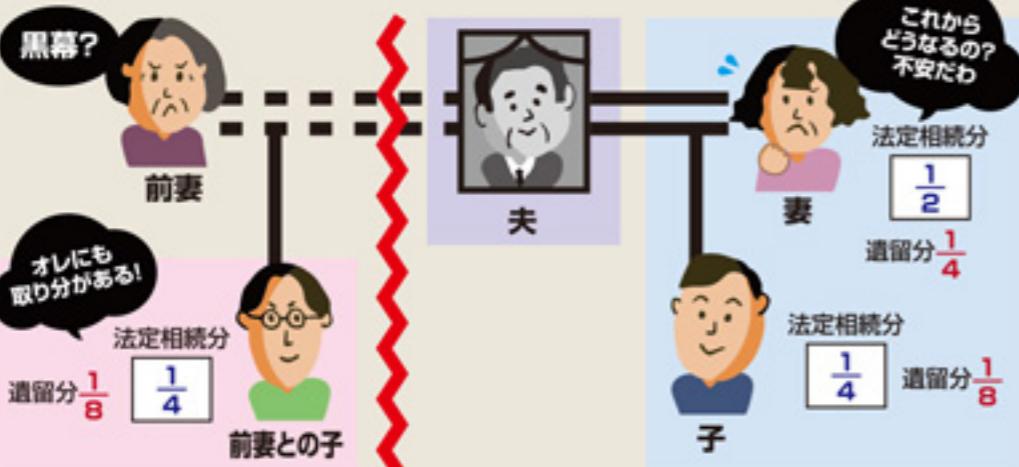
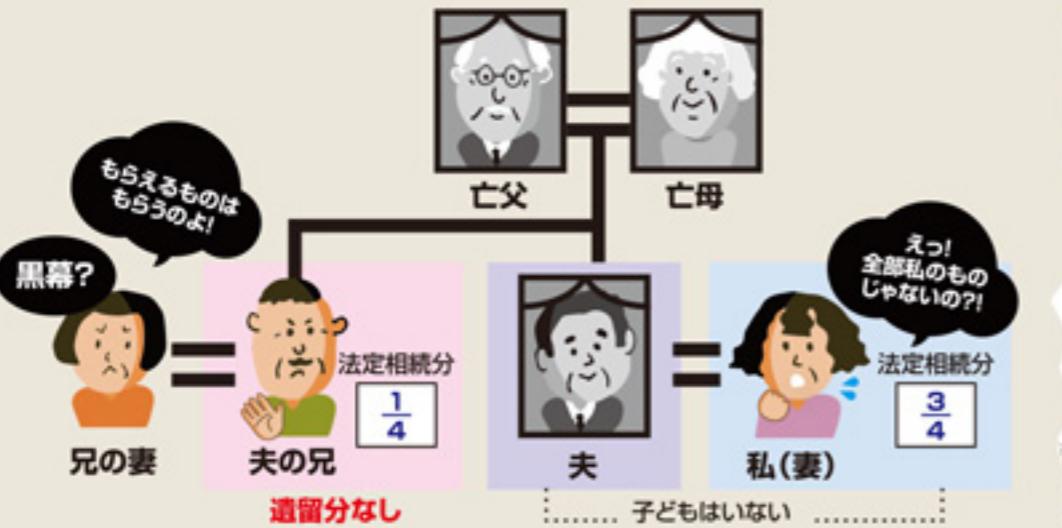


図2 子供のいない夫婦の落とし穴



今回お話を聞きしました「すみれ相続センター」では、定期的に無料の遺言相続セミナーを開催しています。(希望の方には個別面談もあります)専門用語を使わず、実例も交えながら説明してくれるのです。興味のある方は参加してみてはいかがでしょうか。

最近では遺言公正証書を作成する方が多くなっています。公証役場で公証人に遺言状を作成してもう一つ遺言状のことです。役場で保存されるので、偽造や紛失のリスクもなく、文字が書けない人や話すことが難しい人でも作成できるようになっています。

この場合、家庭裁判所に申し立てをして、資産を動かせるようにするのですが、資産を管理するのは、裁判所が指定した司法書士、弁護士、社会福祉士という人たちがほとんどで、家族で自由にはできません。しかも、管理は年間24万～72万かかり、後見監督人も必要なためさらに年間20万～40万。これを本人が亡くなるまで払い続けなければならないのです。

こうした資産凍結が日本全体で国家予算を上回る額になるのだと。そんな時に必要なのが、任意後見契約です。将来認知症などで判断力が低下した場合に備え、「長女がそういった場合財産を管理する」と取り決めておけば、資産の凍結を解除できます。

Case1 認知症になつた場合定期預金の解約すらできなくなる!

「認知症と診断されると、自分の資産のほとんどは凍結(ロック)されます。たとえ家族でも定期預金の解約すらできなくなります」という驚き的回答が!

Case2 離婚歴のある方子供のいない夫婦要注意です!

離婚率の高い北海道では離婚歴のある方の相続のご相談も多いです。何十年も前に離婚した妻(夫)の子供にも法定相続分、遺留分があります。何十年も前に離婚をしていても関係ありません。

またお子様がいらっしゃる夫婦の方も要注意です。

Case3 不動産は分けられません遺言公正証書の作成を考えてみよう

遺言を残すとそういうトラブルは回避できますが、自筆の遺言は用件を満たさず無効になってしまふ場合や、内容が不明瞭で解釈の相違が出て争いになることもあります。

※法定相続分とは：法律によって定められた遺産分割の割合のこと
※遺留分とは：特定の相続人が遺産を相続する最低限の取り分

算を上回る額になるのだと。そんな時に必要なのが、任意後見契約です。将来認知症などで判断力が低下した場合に備え、「長女がそういった場合財産を管理する」と取り決めておけば、資産の凍結を解除できます。

事前にわかつていれば、解決方法はあります。まずはどんなリスクがあるかを知ることが大切です。

母と娘の専門用語を使わない相続・遺言講座

参加無料 先着順 要予約

開催日時

12/11 土 10:30～12:00

会場

カナモトホール(札幌市民ホール)
札幌市中央区北1条西1丁目

24時間換気の清潔な施設でゆったりと学ぶことができます

男性の方も
大歓迎です

こんな方はご参加ください

- 親の介護・認知症が心配
- 前妻(前夫)との間に子どもがいる
- 子どものいない夫婦
- 心配な(障がいを持った)子どもがいる
- 弟兄(姉妹)の中がわるい
- 不動産(自宅含む)を所有している
- 子どもが2人以上いる
- お墓や仏壇のことで悩んでいる
- 老後に頼る親戚(独身)が少ない
- 子どもが地元にいない

相談者からご感想をいただきました

担当して下さった相続知財鑑定士の先生、とてもわかりやすく説明して下さり、感謝しています。特に二次相続を見据え、いろいろな遺産の分け方のパターンをアドバイスいただいた事、とても参考になりました。(H様より)

講座参加の方に
2つの特典があります!



無料
要予約

個別相談会
随時開催

お一人様1時間程度

下記のいずれかより、下記の必要事項をお知らせ下さい。

【お名前・郵便番号・住所・電話番号・年齢・同伴の方のお名前・ご希望の日程】

メール✉ 136@kir.jp 空メールを送信し、自動返信メールのURLより必要事項を入力してください。

TEL ☎ 011-596-0085 FAX ☎ 011-596-7109

お申し込みフォーム <https://kondo-fp.jp/>

